

■ 所得金額

所得金額は、収入からその収入を得るために直接要した経費(必要経費)を差し引いて計算します。計算方法は、所得の種類に応じて下表のとおりとなっています。

なお、市民税は前年中の所得金額を基準に計算されますので、令和3年度分市民税は令和2年分の所得金額が基準となります。

所得の種類		所得金額の計算方法
1 利子所得	公社債、預貯金などの利子	収入金額
2 配当所得	株式や出資金の配当など	収入金額－株式などの元本取得のために要した負債の利子
3 不動産所得	地代、家賃、権利金など	総収入金額－必要経費
4 事業所得	事業をしている場合に生じる所得	総収入金額－必要経費
5 給与所得	給与、賃金、賞与など	収入金額－給与所得控除額
6 退職所得	退職金など	(収入金額－退職所得控除額)×1/2 ※法人役員等として勤続年数が5年以下である場合、1/2控除はありません。
7 山林所得	立木(山林)を売った場合に生じる所得	総収入金額－必要経費－特別控除額(最高50万円)
8 譲渡所得	土地・建物や株式、ゴルフ会員権等の資産を売った場合に生じる所得	収入金額－取得費又は譲渡費用－特別控除額(株式などは、収入金額－取得費又は譲渡費用) ※総合長期譲渡所得の金額は、他の所得と総合課税する際にその1/2が課税対象。
	短期 保有期間が5年以内の資産の譲渡	
	長期 保有期間が5年を超える資産の譲渡	
9 一時所得	賞金、競馬等の払戻金、生命保険等の満期返戻金等	収入金額－必要経費－特別控除額(最高50万円) ※1/2が課税対象
10.雑所得	公的年金等	収入金額－公的年金等控除額
	その他	収入金額－必要経費

● 非課税所得

次のような所得は、収入金額の多少にかかわらず非課税所得として他の所得として区別され、課税対象になりません。

【代表的な非課税所得】

- (1) 傷病者や遺族などの受け取る恩給、年金など
- (2) 給与所得者の出張旅費、通勤手当(最高月額15万円まで)
- (3) 損害保険金、損害賠償金、慰謝料など
- (4) 雇用保険の失業給付
- (5) 学資に充てるために給付される金品など
- (6) 災害支援金、災害見舞金

● 給与所得の算出表

給与所得については、給与収入から給与所得控除額を差し引いた金額となりますが、具体的には次のとおり計算します。

給与等の収入金額	給与所得の金額	
～550,999 円	0 円	
551,000 円～1,618,999 円	給与収入－550,000 円	
1,619,000 円～1,619,999 円	1,069,000 円	
1,620,000 円～1,621,999 円	1,070,000 円	
1,622,000 円～1,623,999 円	1,072,000 円	
1,624,000 円～1,627,999 円	1,074,000 円	
1,628,000 円～1,799,999 円	給与収入÷4 (千円未満切捨) (算出金額:A)	A×2.4+10 万円
1,800,000 円～3,599,999 円		A×2.8-80,000 円
3,600,000 円～6,599,999 円		A×3.2-440,000 円
6,600,000 円～8,499,999 円	給与収入×0.9-1,100,000 円	
8,500,000 円	6,550,000 円	
8,500,001 円～	給与収入-1,950,000 円-所得金額調整控除	

※所得金額調整控除の内容については、市税務課住民税係(75-4977)にお尋ねください。

● 公的年金等に係る雑所得の速算表

国民年金、厚生年金、共済年金などの公的年金等に係る雑所得は、公的年金等の収入金額から公的年金等控除額を差し引いた金額となります。具体的には次のとおり計算します。

年齢区分	公的年金等の収入金額	雑所得(公的年金等)
65 歳未満	130 万円以下	収入金額－60 万円
	130 万円超 410 万円以下	収入金額×75%－27 万 5 千円
	410 万円超 770 万円以下	収入金額×85%－68 万 5 千円
	770 万円超 1,000 万円以下	収入金額×95%－145 万 5 千円
	1,000 万円超	収入金額－195 万 5 千円
65 歳以上	330 万円以下	収入金額－110 万円
	330 万円超 410 万円以下	収入金額×75%－27 万 5 千円
	410 万円超 770 万円以下	収入金額×85%－68 万 5 千円
	770 万円超 1,000 万円以下	収入金額×95%－145 万 5 千円
	1,000 万円超	収入金額－195 万 5 千円

※公的年金等以外の所得の合計額が 1,000 万円を超える方は、所得金額の計算において上記と違う計算式になります。

また、給与所得及び公的年金雑所得があり、その合計額が 10 万円を超える場合、所得金額調整控除が適用されます。

詳しくは、市税務課住民税係(75-4977)にお尋ねください。